

選定基準

評価項目及び評価の観点	
1 建物の立地について(配点 15点)	最寄りの駅からの距離、交通の便等、立地は適切か。
2 職員体制について(配点 15点)	本事業の実施体制が十分に構築されているか（従事職員のフォロー、監督に関すること）。
3 業務実績(配点 20点)	令和3年4月1日以降における一時生活支援事業の施設と同種・類似の業務実績があるか。同種・類似の業務実績のうち、最も支援者数の多い業務について内容が優れ、効果が挙げられているか。【同種（同内容）業務の実績の有無、類似業務の実績の有無、実績あり・一部あり・無し】
4 独自提案(配点 15点)	業務の実施手順、施設の設備等について、事業所独自の提案がなされているか。その内容は、効果的かつ実現可能なものか。
5 その他(配点 5点)	京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する市内中小企業であるか。
合計 70点(項目:1+2+3+4+5) ※最低選定基準点は、35点とし、当該基準を上回った者の中から選定する。	